

< 青少年ボランティア募集要領 >

1 青少年ボランティアステーションが集めるボランティアについて

- ・原則として北九州市内で行われる活動にしかボランティアの派遣はできません。
- ・39歳以下の青少年(中学生・高校生・大学、専門学校生及び社会人)が対象です。
- ・ボランティアの対象の関係で、長期休業期間を除く平日の昼間のボランティア活動募集依頼についてはお受けできない場合があります。
- ・活動当日に、病気等による欠席で欠員が出る場合があります。
- ・活動者に対する「ボランティア活動証明書」は、本所が発行します。
- ・ボランティア依頼団体で、ボランティア参加者のボランティア保険に加入していただきます。
- ・ボランティア活動自体は無報酬ですが、交通費や食事代等の支給を妨げるものではありません。

【禁止している活動内容】

- ① アルコールの販売や提供に当たる業務(年齢に関係なく禁止)
 - ② 原則的に金銭の取り扱いをする部署での業務
 - ③ 高所での作業など、危険を伴う業務
- ・オープンチャットなど、スマホを通して指示をする必要がある場合には事前にご相談ください。活動中のスマホ使用は原則的に禁止しています。
 - ・台風・大雨・感染症予防等の中止については、臨時休校、学級閉鎖、部活動中止等の指示に準じます。

2 ボランティアの募集依頼の流れ

【依頼団体からの申請】

- ① 本所に青少年ボランティア募集申請をする。基本的には本所ホームページ(以下 HP と略す)内にある「青少年ボランティアの募集申請を希望する皆様へ」のページ内にある「**A 募集依頼電子申請**」のリンクから活動内容の概略を提出する。電子申請ができない場合にはメール、FAXなどにより「依頼票」を提出することも可。(「依頼票」の様式はHP からダウンロード)
- ② 本所から依頼団体に内容の確認をする。(電話)
- ③ 「**B 募集の詳細電子申請**」のリンクから依頼内容の詳細を提出する。
- ④ 本所で受け入れを検討して依頼団体に回答する。

【ボランティアの募集】

- ⑤ 本所で作成した「募集チラシ案」を依頼団体に送るので内容を確認する。(メール、FAX等でのやり取り)
- ⑥ 本所のHP にチラシをアップして募集を開始する。
- ⑦ 本所でボランティアの申し込みを受ける。

【活動参加者の決定と活動内容の周知】

- ⑧ 本所から参加ボランティアの名簿を依頼団体に送り、依頼団体は業務分担を行う。
※分担を決める際に、本所から配慮してほしいことを伝えることがある。
- ⑨ 依頼団体は名簿をもとにボランティア保険に加入する。
- ⑩ 活動日の2週間前をめどに、本所が活動内容の詳細を知らせる「参加通知」をHP にアップしたものを参加者がダウンロードする。

3 活動当日について

- ・本所の職員が同行できない場合にはその旨を知らせるので、事前に送付された名簿をもとに受付をお願いします。そして後日、出席状況を本所にお知らせください。(ボランティア証明の申請があった時に参加確認が必要なため)
- ・ボランティア担当者は、当日の仕事内容や分担等を、ボランティアに説明してください。
- ・後日、ボランティアが活動している様子がわかる写真を4,5枚ほど提供してください。
- ・雨天時の屋外活動については、可能な限り雨合羽等の準備をしてください。